<b>松</b> 田聚	<b></b> 帮作			
老	<b>老 </b>			
コ (現行のとおり)	(2)			
2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げ	2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げ			
る業種その他の区分に属する工場又は指定作業場(この条例による改	る業種その他の区分に属する工場又は指定作業場(この条例による改			
正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「改正後	正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「改正後			
の条例」という。) 別表第七 四の部门の項の表に規定する水道水源	の条例」という。) 別表第七 四の部门の項の表に規定する水道水源			
水域に汚水を排出する新設の工場を除く。)に係る公共用水域に排出	水域に汚水を排出する新設の工場を除く。)に係る公共用水域に排出			
される汚水の規制基準は、今和四年六月三十日までは、改正後の条例	される汚水の規制基準は、平成三十一年六月三十日までは、改正後の			
別表第七 四の部门の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表	条例別表第七 四の部门の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則			
の下欄に掲げる許容限度とする。	別表の下欄に掲げる許容限度とする。			
3から5まで (現行のとおり)	8から5まで (略)			
附則別表	<u>客</u>			
<b>有害勿質の運領 業連その也の区分                                   </b>	<b>「計画の重領」業連をの也の区分 ・                                   </b>			

<b>严则则表</b>			附則別表			
有害物質の種類	業種その他の区分	祚容限度		有害物質の種類	業種その他の区分	
ほう素として、化合物(単位ほう素及びその	(現行のとおり)	とおり) (現行の	-	ほう素として、化合物(単位ほう素及びその	(盗)	
きミリグラム) ーリットルにつ	のに限る。) 公共用水域に汚水を排出するもほうろう鉄器製造業 (海域以外の	とおり) (現行の		きミリグラム) -リットルにつ	のに限る。) 公共用水域に汚水を排出するもほうろう鉄器製造業 (海域以外の	
					するものに限る。) 以外の公共用水域に汚水を排出製造するものであり、かつ、海域うわ薬製造業(ほうろうらか薬を	

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう紫として、化合物(単位ほう素及びその	(智)	(盤)
きミリグラム) ーリットルにつ	のに限る。) 公共用水域に汚水を排出するもほうろう鉄器製造業 (海域以外の	(智)
	するものに限る。) 以外の公共用水域に汚水を排出製造するものであり、かつ、海域うわ薬製造業(ほうろううわ薬を	

	(現行のとおり)	とお <i>o</i> ) (単介 <i>o</i>
	に汚水を排出するものに限る。) 金属鉱業 (海域以外の公共用水域	100
	(現行のとおり)	とおり) (既行の
キーふ化シ リッポーツ リッ素をラ グトと) カルに単及 とだて住び の	のに限る。) 公共用水域に汚水を排出するもほうろう鉄器製造業 (海域以外の	かおと) ( <u></u> 既介の
	(現行のとおり)	とおり) (現行の
	(現行のとおり)	
	(現行のとおり)	とおり) (現行の
	(現行のとおり)	とおら) (現行の

	のに限る。) 公共用水域に汚水を排出するも貴金属製造・再生業(海域以外の	
	(智)	(盤)
	に汚水を排出するものに限る。) 金属鉱業 (海域以外の公共用水域	100
	に汚水を排出するものに限る。)り、かつ、海域以外の公共用水域供するものを製造するものであらわ薬製造業(うわ薬瓦の製造に	180
	(쑽)	(盤)
キーふん いりった リッキャッ ツァドトラ グドト・) メアド・) カボ、 グァイト) カボ、 グァイト・ カボ、 グァイト・ カボ、 ガァイト・ カボ、 ガァイト・ カボ、 ガァイト・ カボ・ ガァイト・ カボ・ ガァイト・ カボ・ ガァイト・ カボ・ カボ・ カボ・ カボ・ カボ・ カボ・ カボ・ カボ	のに限る。) 公共用水域に汚水を排出するもほうろう鉄器製造業 (海域以外の	(智)
	するものに限る。) 以外の公共用水域に汚水を排出製造するものであり、かつ、海域うわ薬製造業(ほうろううか薬を	
	(雀)	(盤)
	(쑽)	
	(隺)	(盤)
	(智)	(盤)

	(単行のかなり)	とおり) (現行の			(智)	(盤)	
備考 (現行のと	我の)		<b>無</b> 析	(と)			